



和田堀公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月

東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I	公園の概要	2
1	都市計画の概要	
2	開園の概要	
3	主な公園施設	
4	成り立ち・基本的な性格	
5	周辺の土地利用・自然環境	
6	利用概況及び特色	
7	整備計画等	
II	目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	5
1	目指す姿及び重点取組	
2	ゾーン別基本方針	
III	図面・写真	10
	現況平面図	
	周辺土地利用図(空中写真)	
	周辺土地利用図(地図)	
	占用基準を緩和する区域図	
	園内の写真	
IV	資料編	13
	公園の沿革	
	利用状況等データ	
	主な催し物	
	主な活動団体	
	関連する行政計画等	

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、東京区部の西部に位置する都市計画公園である。計画区域には、神田川水系に含まれる善福寺川の下流部に位置し、善福寺川の両岸に展開する公園であり、風致地区にも指定されている。南側にある大宮八幡宮（特別緑地保全地区指定）と一体なって緑の拠点を形成し、また、上流部の善福寺川緑地から全長約 4.2km の緑地帯として連なり、水と緑のネットワークを形成し、東京を代表する「水と緑の拠点」としても大きな役割を担っている。

和田堀周辺はもともと地盤が低く、河川の氾濫で自然に池ができるような地形で、昭和 30 年台の河川改修の際に和田堀池をつくり周辺を公園として整備した。和田堀池は、大小二つの中島のある深い緑の囲まれた池で、都内では数の少なくなったカワセミなどの野鳥を観察することができる。また、園内の済美山地区の自然林はバードサンクチュアリとなっており、水辺の本公園は、多様な生き物の生息・生育空間となっている。

また、隣接する善福寺川緑地と合わせて約 700 本近くの桜のある花見の名所ともなっている。一方、隣接する善福寺川緑地と共にテニスコートや野球場をはじめ、バーベキュー広場やワンパク広場、河川沿いの遊歩道など、水辺の潤いと緑の環境の中でのびのびと運動ができる。

なお、東京都地域防災計画及び杉並区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1) 周辺の土地利用

・鉄道で最寄りの駅は京王井の頭線永福町、西永福、東京メトロ丸の内線方南町であり、約 1km、徒歩約 15 分の距離である。バス路線は公園内を通過する高円寺駅と永福町駅を結ぶ関東バスや京王バスのバス停（都立和田堀公園）がある。

- ・和田堀公園の東方約 1km に環状七号線があり、南側には東西方向の方南通りが近接している。公園北側約 600m に東西に五日市街道がある。
- ・また、地域の生活道路である都道 427 号線、428 号線が公園内を南北方向へ抜けている。この他公園区域内には区道が縦横に 6 路線設けられている。甲州街道と青梅街道を結ぶ都市計画道路補助 128 号線（幅員 18m）
- ・また、公園内のほぼ中央を南北に、方南通りと環状七号線を結ぶ都市計画道路補助 63 号線（幅員 16m）が公園南側を隣接して計画されている。
- ・公園計画区域内には埋蔵文化財及び東京都史跡指定の大宮遺跡がある。
- ・善福寺川の治水安全度を向上させるために、区営壁打ちテニスコート及び野球場に調節池が設置され、済美山自然林西側で調節池整備を進めている。

(2) 自然環境

- ・善福寺川は善福寺池（都立善福寺公園内）を源とし、井の頭池（都立井の頭公園内）を水源とする神田川水系に含まれ、中野区との区界付近で合流する。善福寺池からの水量が少ないため、千川上水から 1 万 t / 日を放流している。
- ・善福寺川に棲息する魚類はコイ、オイカワ、モツゴなどが確認されている。水生植物は善福寺川の構造が 3 面張りであるにも関わらず、オオカナダモ、エビモ、アイノコイトモ、ナガエミクリが確認されている。
- ・鳥類の生息はメジロ、ヒヨドリ、シジュウカラ、カワセミなど身近な鳥たちが確認されている。また、善福寺川には多数のカモが飛来している。
- ・公園の南側に位置する大宮八幡宮には、良好な樹林地が残る。

6 利用概況及び特色

利用者は徒歩、自転車による利用が多い。善福寺川の両岸に整備された本公園は、上流の善福寺川緑地も合わせた河川沿いの公園として、四季折々に変化する景観の中で散策やジョギングを楽しむ使用者が多い。

和田堀池は、カワセミなどの様々な生物が生息する水辺として、利用者が身近に自然とふれあえる場になっている。

①和田堀池

深い緑に囲まれた和田堀池には、身近な水空間として噴水と二つの中島があり、池のほとりは周辺に住む都民の憩いの場となっている。

②古代遺跡

善福寺川流域は、古代遺跡の多い地域で、大宮八幡宮に隣接する和田堀公園の高台には、弥生時代の族長の墓と見られる大宮遺跡がある。北側の公園の外側区域には、古代人の住居跡で発見された松ノ木遺跡があり、縄文・弥生・古墳時代を通じて大きな集落があったと見られている。

③バードウォッチング

和田堀池には、水鳥・カワセミが生息している。公園周辺には巣づくりに欠かせない赤土の崖があり、池にはエサとなるクチボソ、タナゴといった小魚がたくさんいるうえ、中島の茂みや水生植物のガマなど、身を隠すところが多いためと考えられている。済美山自然林のクヌギ・コナラを中心とする雑木林はバードサンクチュアリになっていて、シジュウカラ、メジロ、オナガ、コゲラ、ジョウビタキ、ツグミ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワラヒワ、ツバメなどが見られる。また善福寺川には、カルガモ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、コサギなどの姿が見られる。

7 整備計画等

(1)和田堀公園修正整備計画(平成17年)

- ・広域避難場所としての防災的機能の向上を図るため広場空間を極力確保
- ・善福寺川緑地との連続性を確保し、善福寺川の河川環境との調和を図り一体的整備を検討
- ・アクセス等の立地的特性から地域的利用の高い施設の導入も図る。
- ・周辺に存在する史跡、文化財等の歴史・文化的環境を活かした施設の導入を図る。
- ・既存施設を最大限活用

(2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：97,200 m²

杉並区大宮一・二丁目、松ノ木一・二丁目、堀ノ内一丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：4,900 m²

杉並区堀ノ内二丁目

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）
「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

生物多様性の保全や災害時の防災機能の強化等を進め、豊かな自然を感じられ、都市の防災力を支えるとともに、水と緑のネットワークの拠点となる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- ボランティアによる手入れや樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行うこども向けのグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(4) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点として、非常用発電設備や防災照明等の整備を計画的に行います。

(5)災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。また、大規模救出救助活動拠点として、発災時の迅速な初動対応体制を強化するため、活動拠点の運営を行う現地機動班とともに定期的な訓練を実施します。

(6)公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、市街地から丘陵地にわたり新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(7)多様な主体と連携した公園整備

【施策5 公園をふやす】

- 水と緑のネットワークの拠点として、道路や河川とも連携して整備を推進します。

(8)計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(9)健康増進に向けた環境の整備

【施策7 笑顔をふやす】

- 既存の運動施設の計画的な改修など、気軽に運動に親しめる環境づくりを進めます。

(10)人と動物との快適な利用の推進

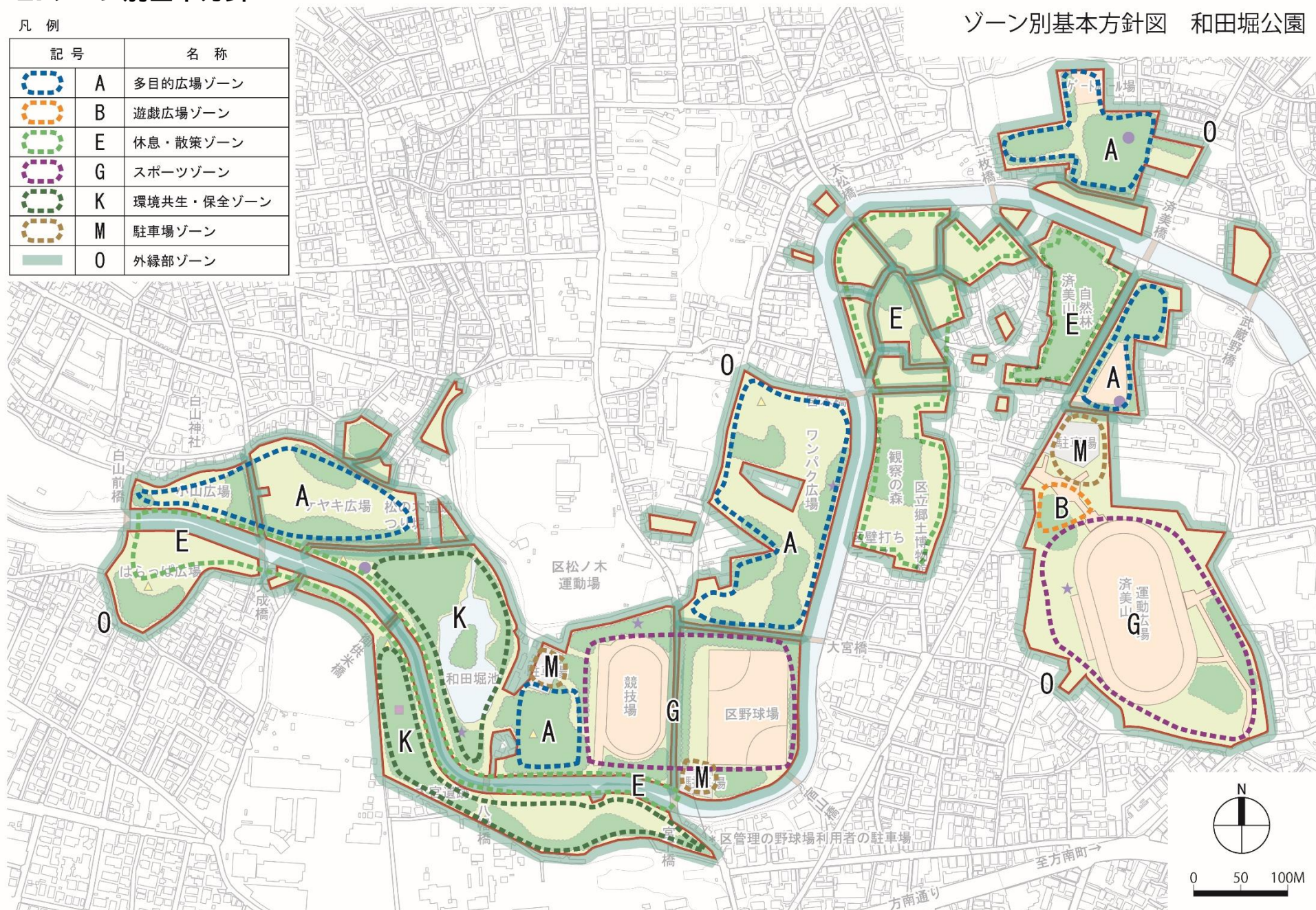
【施策7 笑顔をふやす】

- 地元区が設置したドッグランの運用について、地元区が適切に管理運営を行うよう、協力していきます。

凡 例

記 号		名 称
	A	多目的広場ゾーン
	B	遊戯広場ゾーン
	E	休息・散策ゾーン
	G	スポーツゾーン
	K	環境共生・保全ゾーン
	M	駐車場ゾーン
	O	外縁部ゾーン

ゾーン別基本方針図 和田堀公園



この地図は、国土地理院長の承認(平29国認公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	・ 競技場西側広場のあるゾーン 競技場に接する遊具のある広場は、散策や休息、遊具遊びのほか、交流や憩いの場としての利用に対応していく。 ・ ケヤキ広場を中心とした広場ゾーン 樹林に囲まれているケヤキ広場等は、散策や休息、交流や憩いの場としての利用に対応していく。 ・ わんぱく広場のあるゾーン 遊具のある善福寺川沿いの広場であり、子供たちの安全・快適な利用に対応していく。
		競技場に隣接した遊具広場であり、様々な遊びが体験できるコンビネーション遊具が配置されており、子供たちが安全で快適に遊べるよう対応していく。
		・ 済美山自然林のあるゾーン バードサンクチュアリを含む樹林地を維持、保全していく。 ・ 飛び地の園地のあるゾーン 散策や休息、子供たちの遊びの利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
E	休息・散策ゾーン	・ 善福寺川に隣接するゾーン 公園と河川が一体となった豊かな自然環境と沿河景観を維持・保全し、四季折々の変化を見せる園地の中で、散策やジョギング等の利用に対応していく。
G	スポーツゾーン	・ 競技場と野球場（区運営）のあるゾーン 競技場は、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。 野球場は、運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した管理を行う。（調節池機能を有している） なお、競技場（大宮二丁目）については、東京都地域防災計画で救出・救助の活動拠点に、野球場については、同じく、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
		・ 競技場のあるゾーン 400メートルトラックを有する競技場であり、中に芝生のサッカーコートがある。競技スポーツ等の需要に対応していくほか、地域のイベント、ジョギング、軽運動等の利用にも対応していく。

記号	区分	基本方針
K	環境共生・ 保全ゾーン	・ 和田堀池のあるゾーン 和田堀池と川沿いの大宮八幡宮の樹林とが一体となったこの地域は、都心では珍しいカワセミが生息するなど良好な環境が残されており、良好な自然環境と生物の多様性を維持、保全していく。 大宮遺跡と周辺での維持管理及び修繕、補修、改修については、文化財保護法等をふまえ、所在地の文化財担当課（教育委員会事務局等）と事前協議を行い、適切な管理を行う。
M	駐車場 ゾーン	・ 駐車場のあるゾーン 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。
O	外縁部 ゾーン	・ 民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部は住宅地等と境界を接する所が多い。区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図る。住宅地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、隣家等へ直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。

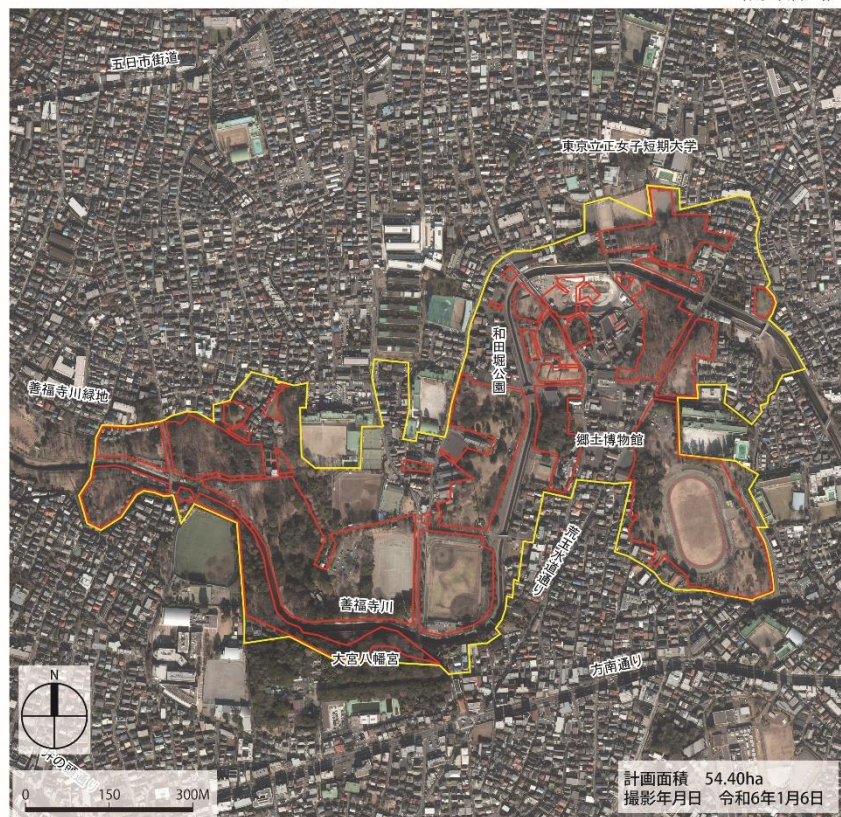
Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

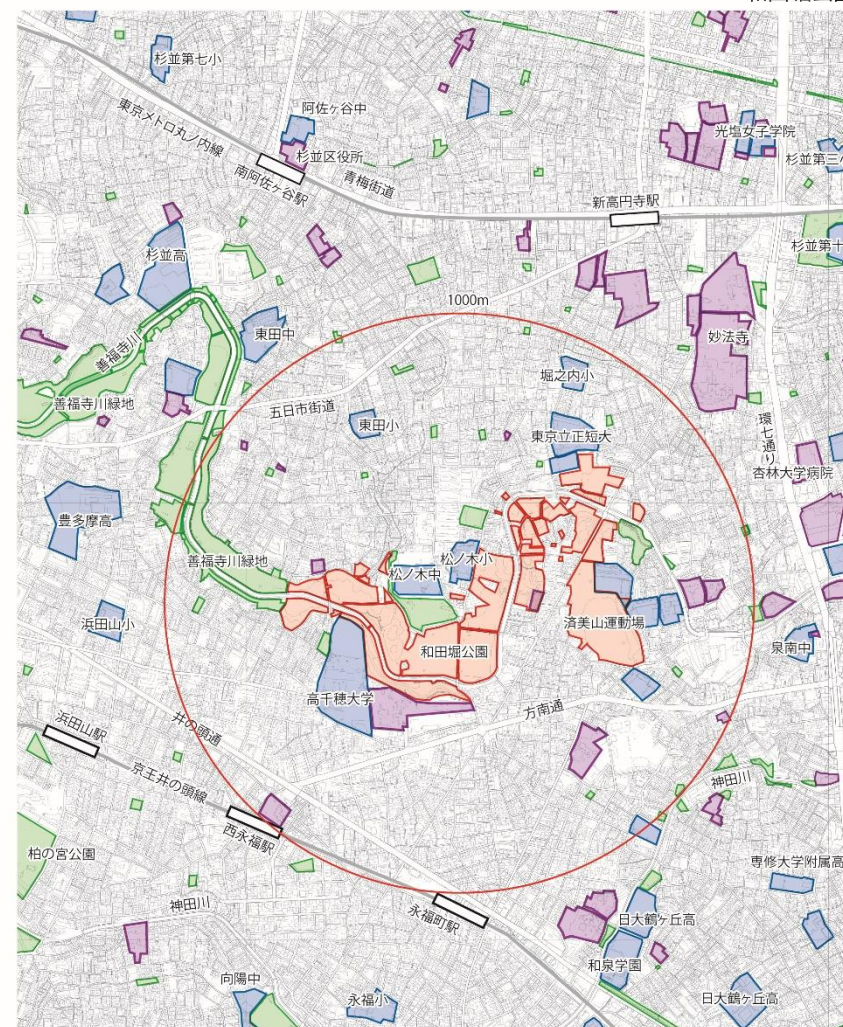
和田堀公園



- : 開園区域
— : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

和田堀公園



-  : 公園緑地  : 学校
 : 特徴的な建物(神社仏閣など)
 : 開園区域
 : 高速道路
 : 鉄道

園内の写真



ワンパク広場



済美山ササバギンラン



ケヤキ広場



和田堀池

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 8 年 1 月	内務省告示第 17 号で東京都市計画和田堀風致地区に指定(490.210 坪)
昭和 16 年 1 月	内務省告示第 13 号で計画決定
昭和 17 年 1 月	内務省告示第 44 号で東京都市計画和田堀緑地に決定
昭和 27 年 1 月	東京都告示第 59 号で開園(面積 32,778.77 m ²)
3 月	昭和 27 年 4 月 10 日付東京都告示第 315 号で区に移管するため、他の 18 公園とともに廃止。
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号で計画決定(面積:207,160 坪)し、用地買収を開始した。S35.3.31 建設省告示第 795 号で計画変更(変更後:207,720 坪)
昭和 39 年 8 月	東京都告示第 744 号により開園(面積 19,854.41 m ²) 東京都告示第 750 号により都市公園法に規定する都市公園を設置すべき区域に決定した。(面積 126,990.90 m ²)
昭和 40 年 4 月	追加開園 12,763.66 m ² 、有料施設として野球場を設置した。
昭和 44 年 11 月	公園の位置を変更
昭和 46 年 6 月	追加開園 9,835.40 m ²
昭和 47 年 11 月	公園改造工事のため、野球場の廃止を告示
昭和 48 年 6 月	追加開園 36,303.125 m ²
11 月	有料施設として野球場 2 面を設置した。
昭和 49 年 1 月	国有財産無償貸付契約を締結し、約 1,160 m ² の用地の貸付を受ける。
6 月	追加開園 11,168.14 m ²
昭和 50 年 3 月	杉並区に対し野球場を管理許可した。

■公園の沿革

昭和 50 年 6 月	追加開園 1,458.98 m ²
昭和 51 年 12 月	都市計画変更(変更後面積 54.4ha)
昭和 54 年 3 月	大宮遺跡(大宮八幡宮近くにある、弥生時代の方形周溝墓群)が東京都指定史跡に指定された。
昭和 54 年 6 月	追加開園 1,141.48 m ²
昭和 55 年 5 月	杉並区長及び杉並区教育委員会から知事あて、和田堀公園内に杉並区立郷土館設置の要望があった。 杉並区に対し和田堀公園野球場の許可期間の変更及び使用面積の変更(駐車場を使用面積に含めた)を許可した。
6 月	追加開園 2,687.21 m ²
昭和 56 年 6 月	追加開園 4,707.58 m ²
7 月	東京都水道局長に対して震災対策用応急給水施設の設置を許可した(604.55 m ²)
昭和 58 年 6 月	追加開園 6,136.97 m ²
昭和 60 年 6 月	追加開園 592.84 m ²
平成 11 年 3 月	国有財産無償貸付契約を締結し、約 540 m ² の用地の貸付を受ける。
平成 13 年 6 月	追加開園 2,605.39 m ²
平成 14 年 6 月	追加開園 5,334.23 m ²
平成 17 年 6 月	追加開園 1,945.51 m ²
平成 18 年 6 月	追加開園 699.24 m ²
平成 19 年 6 月	追加開園 2,788.04 m ²
平成 20 年 6 月	追加開園 2,398.92 m ²

平成 20 年 6 月 東京都震災対策条例により、陸上競技場（大宮二丁目）が、救出・救助の活動拠点に指定される。

平成 21 年 4 月 追加開園 3,591.56 m²

平成 22 年 6 月 追加開園 4,927.97 m²

平成 23 年 9 月 第 2 追加開園 3,787.05 m²

平成 24 年 9 月 追加開園 44,643.48 m²

平成 25 年 3 月 追加開園 6,181.72 m²

5 月 追加開園 1,026.63 m²

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスタープラン策定

平成 18 年 12 月 和田堀公園マネジメントプラン策定

平成 22 年 3 月 和田堀公園マネジメントプラン改定

平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスタープラン改定

平成 27 年 5 月 和田堀公園マネジメントプラン改定

令和 4 年 9 月 和田堀公園マネジメントプラン改定

令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスタープラン改定

令和 7 年 3 月 和田堀公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
年間総計（人）	1,300,313	1,479,922	1,397,790	1,482,143	1,675,140

2)月別利用者数の推移

5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 （人） 1,300,313	199,232	125,994	87,161	67,827	48,017	72,602
	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
	121,203	130,921	106,275	119,238	90,853	130,990

3)有料施設の利用状況

（件）

施設名	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
競技場	186	198	183	142	72
陸上競技場	90	119	96	52	93

4)主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	古代体験イベント	11月3日	35
	2	スポーツ教室	10月9日10月15日 両日とも雨天中止	—
都民協働	1	地域連携防災訓練	5月21日、10月26日、11月8日、11月13日、3月16日	420
	2	自然観察会	4月21・22日	65
自主事業	1	地域防災	3月9日	1,100
	2	飼い主のマナーアップ	10月21日	30
	3	自然とのふれあいイベント	11月5日	73
	4	緑のカフェテラス	11月26日	—

■主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
FIT 杉並会	済美山自然林、観察の森の整備及び植生調査	7
杉並ねっこワーク	子供達の遊び場をベースとした地域交流	12
済美山グリーンキープ	園内の清掃	15
ゆうゆう大宮堀ノ内館	花壇づくり	8

■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和4年11月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）
- ・杉並区地域防災計画（令和6年修正）